

ひとり親家庭の資格取得や講座受講にかかる費用を補助します

市では、ひとり親家庭の経済的な自立や生活の安定を支援するため、就職に結び付く可能性がある資格の受講費用の一部を支給する「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」や、専門学校などの養成機関で修業している期間の生活の負担軽減を目的とした「母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業」を実施しています。

また、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくことを目的とした「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施します。

これらの事業を受けるためには、事前相談が必要となりますので、子ども未来課にご相談ください。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

▶**対象** 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての要件に該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
- ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
- ・過去に母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがない方

▶**対象講座** 雇用保険制度の指定教育訓練講座

※詳細は厚生労働省ホームページ(https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza)をご覧ください。

▶支給額

- ①雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けることができない方…受講費用の60パーセント(上限20万円。受講費用の60パーセント相当額が12,000円を超えない場合は対象外)
- ②雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けることができる方…「①の額」から「雇用保険制度より支給される教育訓練給付金の額」を差し引いた額

母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業

▶**対象** 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての要件に該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
- ・養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・仕事または育児と修業との両立が困難であると認められる方
- ・過去に母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業の支給を受けたことがない方

▶対象となる資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など

▶支給額

- ・市町村民税非課税世帯…月額100,000円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12カ月は、月額140,000円)
- ・市町村民税課税世帯…月額70,500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12カ月は、月額110,500円)
※養成機関修了後、「入学支援修一時金」として市町村民税非課税世帯には50,000円、市町村民税課税世帯には25,000円支給

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座(通信講座を含む)を受け、修了したときおよび合格したときに受講費用の一部を支給します。

▶**対象** 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母または父子家庭の父およびその子ども(20歳未満)で、次の全ての要件に該当する方。

- ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
- ・当該支援事業を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
※高等学校卒業者など大学入学資格を取得している方は対象外

▶**対象講座** 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)

※高等学校卒業程度認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、対象外

▶**支給額** 受講費用の60パーセント相当額(最大15万円)

- ・受講修了時給付金: 受講費用の40パーセント(上限10万円)
- ・合格時給付金: 受講費用の20パーセント(受講修了時給付金と合わせて上限15万円)
※合格時給付金は、受講修了日から起算して2年以内に高等学校卒業程度認定試験の全科目合格した場合に支給します。

▶**問い合わせ** 同課給付担当(内線292)

～行田の歴史と文化を感じるまち並みづくり～ ふるさとづくり事業をご活用ください

市では、足袋蔵などの歴史的資産を活用した景観整備を推進するとともに、地域の皆さんと一体となって街なかのにぎわい創出と地域活性化を図るため、「ふるさとづくり事業」を実施しています。歴史的建築物が集積する行田地区およびその周辺の地区でのまち並みづくりにご協力いただける方は、本制度の活用をご検討ください。

ふるさとづくり事業

次の5つの事業の総称で、行田ならではのまち並み景観に配慮した外観の改修や歴史的建築物の改修などを行う市内の活動団体や個人・事業者に対して、整備費用の一部を補助するものです。

| 事業名 | 事業内容 | 対象 | 補助率 | 限度額 |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------|---------|
| A. 足袋蔵等歴史的建築物改修・活用事業 | 歴史的建築物を改修し、その建物を利用して10年以上にわたり公益性の高いソフト事業を実施する事業に補助します。 | ①NPO法人 ②地域活動団体 ③ボランティア団体 ④商業や農業などの関連団体 | 10分の10以内 | 2,000万円 |
| B. 行田らしいまち並みづくり事業 | 城下町や足袋のまちとしてにぎわった行田をイメージさせる外観に住宅や店舗などを改修したり、塀や看板などを設置・改修したりする事業に補助します。 | 建築物を所有する個人・事業者または団体 | 2分の1以内 | 100万円 |
| C. おもてなし・にぎわい創出事業 | 観光拠点への案内標示板の整備や、空き店舗を活用して休憩・授乳できる施設整備事業に補助します。 | 建築物を所有する個人・事業者または団体 | 2分の1以内 | 40万円 |
| D. 日本遺産構成資産公開活用促進事業 | 日本遺産構成資産の歴史的建築物を改修し、この建物を利用して10年以上にわたって広く一般公開する事業に補助します。 | ①建築物を所有する個人・事業者または団体 ②所有者の同意を得た者 | 3分の2以内 | 500万円 |
| E. まち並み景観形成モデル事業 | 八幡通りのまち並み基本構想に基づいた地区で、行田ならではのまち並みに配慮した外観の改修や建築物の設置を行う事業に補助します。 | 建築物を所有する個人・事業者または団体 | 10分の10以内 | 200万円 |

※B.「行田らしいまち並みづくり事業」、E.「まち並み景観形成モデル事業」の対象となる事例



B：店舗の改修



B：外壁の改修



B：塀の改修



E：店舗の改修(八幡通り)

▶補助対象要件

- ・A～Cは、行田地区およびその周辺の地区であること
- ・Eは、市の策定する「八幡通りのまち並み基本構想」に基づいた地区であること
- ・市内業者の施工であること
- ・市税などの滞納がないこと

▶**その他** 審査会の審議を経るため、申請から交付の決定までにおおむね1カ月半かかります。

▶**問い合わせ** 企画政策課(内線308)